

公益社団法人 関西吟詩文化協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人関西吟詩文化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市福島区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、詩歌・吟詠を通じて、その普及及び技能の向上を図るとともに、青少年の健全なる精神の陶冶に資し、わが国文化の発展に寄与し、継承することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 詩歌吟詠の普及活動及び必要な教材の作成・頒布
 - (2) 詩歌吟詠に関する講習会、研究会、作詩会等の開催と研究調査
 - (3) 詩歌吟詠に関する資格認定の実施
 - (4) 青少年及び教育関係団体等に対する講師の派遣
 - (5) 吟詠教本及び機関誌の発行
 - (6) その他この法人の目的を達成するための必要な事業
- 2 前項第1号及び第2号の事業は、一般公開による吟詠大会の開催、及び研修講座の開催、その他各地域における詩歌吟詠の普及事業、広報事業等とする。
- 3 第1項各号に掲げる事業は本邦及び海外にておこなう。

第3章 会員、代議員及び公認団体

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条第1項第1号から第4号までに規定する会員をもって構成する。

(法人の構成)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、師範代以上の指導資格を取得した者。
- (2) 準会員 正会員に準じ、第12条に規定する公認団体に所属する者。

- (3) 賛助会員 この法人の事業を経済的に援助する個人又は団体。
- (4) 名誉会員 この法人に特に功勞のあった者で総会の決議をもって推薦された者。
- 2 この法人の社員は、概ね会員70人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、法人法という。)上の社員とする。(端数の取扱いについては理事会で定める。)
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な代議員選出規則は理事会において定める。
- 4 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、及び役員の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる資格を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。))。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員の相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係わる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

- 11 理事又は監事がその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらずこの責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することができない。

（会員資格の取得）

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第8条 正会員は毎年、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

- 2 名誉会員は、会費を納入することを要しない。
- 3 公認団体は、総会において別に定める会費を支払わなければならない。
- 4 第1項及び第3項により納入された会費の内、総額の90%以下を共益事業費及び管理費に充当することができる。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会に於いて別に定める退会届を提出することにより、任意に何時でも退会することができる。

（除 名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、その議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
 - (2) 総社員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- 2 代議員は会員の資格を喪失した場合は代議員資格を失う。

（公認団体及び代表者）

第12条 この法人は、この法人の目的に賛同する個人の集団のうち一定の要件を満たしたもの

については、公認団体とする。

- 2 この法人の公認を受けようとする団体は、理事会において定めた基準に基づき、別に規定する会長宛申請を行い、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 公認団体は、当該公認団体に所属する会員の中から当該公認団体の会則に従って代表者を選任し、理事会の承認を受けなければならない。
- 4 公認団体の代表者は、この法人の目的に沿ってその団体の管理・運営を行わなければならない。

(会員名簿)

第13条 この法人は、第6条に定める会員の名簿を作成し、この法人の主たる事務所に常時備え置く。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、必要に応じてその都度開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的事項等を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、会議のつど代議員の互選で定める。

(議決権)

第19条 総会に於ける議決権は社員1名に対して1個とする。

(決 議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に係わらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない社員は、総会参考資料とともに予め社員宛送付された議決権行使書を会長宛提出することにより、議決権を行使することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事について、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録は、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役 員 等

(役員の設置)

第23条 この法人に次の役員をおく

(1) 理事は、15名以上20名以内とし、この内1名は外部理事を置く。

(2) 監事は、3名以内とし、この内1名は外部監事を置く。

2 理事のうち1名を会長とし、5名以内の副会長及び常務理事1名を置く。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、其の業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会に於いて別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 外部理事は外部からの視点で、理事会に参加し、理事の職務執行を確認する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 外部監事は外部からの視点で、財務状況や業務執行に対する監査を行い、法人の健全化・透明化を確保することを担う。

(理事及び監事の構成等の制限)

第27条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任することを妨げない。

- 2 理事及び監事が任期途中で欠けた場合に、補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員の報酬)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(責任の軽減)

第31条 この法人は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、総社員の同意があれば免除することができる。

2 前項の規定に関わらず、同法第114条第1項の規定により理事会の決議をもつて、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役等)

第32条 この法人に顧問若干名及び元老、相談役及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び元老、相談役、参与は、会長が委嘱し理事会の諮問にこたえる。

3 顧問及び元老、相談役、参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 顧問及び元老、相談役、参与は無報酬とし、その職務を行うときは費用弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は総ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行に必要な事項の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(召集)

第35条 理事会は会長が招集する。

2 理事会は年4回以上招集し、このほか必要に応じその都度招集することができる。

3 会長が欠けた時又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事由があるときは、副会長が議長となる。

〈決 議〉

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案に付き理事（当該事項について決議に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

（議事録）

第38条 理事会の議事について、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

（設 置）

第39条 この法人の必要な事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議によらなければならない。
- 4 事務局の組織及び運営に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

（基本財産）

第40条 この法人の目的である事業を行うために、別表の財産はこの法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

（事業年度）

第41条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。又これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、この法人の主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第43条 この法人の事業報告及び決算報告については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類をこの法人の主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第45条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第46条 この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定取り消し等に伴う贈与）

第47条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は総会の決議を経て公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公 告

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は電子公告で行う。

- 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告が出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は曾根順子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成23年12月22日内閣総理大臣認可
平成24年1月4日 制定
平成24年4月1日 一部変更（第30条 役員の報酬）
平成26年4月1日 一部変更（第6条 正会員の基準、代議員選出基準）
令和7年6月7日 一部変更（第12条 公認団体及び代表者）（第23条 役員の配置）
（第25条 理事の職務及び権限）、（第26条 監事の職務及び権限）

別 表 基本財産（第40条関係）

財産種別	場所・数量等
預 金	近畿大阪銀行野田支店 2,000,000 円